

日行連発第1179号
平成23年12月26日

各単位会長殿

日本行政書士会連合会
会長 北山 孝次
第一業務部
部長 岸本 敏和

「OCRシート第3号様式の3の改正について」の周知方について

標記の件について、今般、国土交通省自動車局自動車情報課より別添文書が届きましたので、お知らせいたします。

つきましては、貴会会員への周知方をお願いいたします。

また、今後の自動車登録検査業務電子情報処理システム（MOTAS）更改に伴っては、①FD申請からCD-RW申請への変更（H24年より実施。猶予期間なし）、②OCRシート2号様式に「燃料の種類」欄の凡例の追加、③平成24年度から順次車検証の多用紙への切り替え などの変更が予定されていることを確認しており、年内にも省令が出される予定です。これについては、日行連でも情報入手次第、改めてご案内をいたしますが、予め上記変更点につきましても併せて会員各位にご周知くださいますようお願いいたします。

別添：「OCRシート第3号様式の3の改正について」

（平成23年12月8日付・国交省自動車局自動車情報課）

以上



平成23年12月8日

日本行政書士会連合会 御中

国土交通省自動車局自動車情報課
課長補佐（登録担当）
専門官（調査担当）
自動車登録管理室専門官

OCRシート第3号様式の3の改正について

今般、使用済自動車に係る自動車重量税還付申請書の様式が改正され、申請者所有者コード欄が新たに設けられることとなりましたが、改正後の様式（別添参照）によるOCRシート第3号様式の3（以下「新シート」という。）については、平成24年1月下旬以降に頒布される予定となっています。

新シートが頒布されるまでの間、自動車重量税還付申請にあたっては、下記のとおり取り扱うこととしていますので、ご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

なお、新シート頒布後においても、改正前の様式によるOCRシート（以下「旧シート」という。）により自動車重量税還付申請を行うことは差し支えありません。

記

1. 旧シートを使用し、申請者所有者コードを使用しない申請とすること。
2. 旧シートの申請者欄余白部（新シートの申請者所有者コード欄に相当する部分）にコードを記入して申請することについては、当該欄が国税庁所管の自動車重量税還付申請欄という性質上、トラブルとなるおそれがあるため行わないこと。

以上

